

「運動・レジャー施設等の建設を目的とする開発行為等に係る運用基準」

平成25年 4月 1日施行
令和 4年 4月 1日改正

運動・レジャー施設等の建設を目的とした開発行為は、施設の特性に鑑み、関係法令等に適合するもののほか、この基準によるものとする。

(適用対象)

1 この基準は、政令第1条第2項第1号に規定する運動・レジャー施設等に適用する。

(立地条件等)

2 運動・レジャー施設等は、次の計画基準を満たすものとする。

(1) 建設する位置は、周辺土地利用との調和及び自然環境保全上特に支障のないものであること。

(2) グラウンド等、当該施設の目的に直接提供する部分の面積が、開発区域面積の2分の1以下であること。

(緑地の確保)

3 開発区域内には、次の基準による緑地を計画するものとする。

(1) 開発区域面積の25パーセント以上の緑地を確保するものとする。

(2) 緑地の面積は、他の法令等で確保される緑地を含むものとする。

(駐車場の整備)

4 開発区域内には、計画地周辺の道路及び住環境に悪影響がでないよう適正な規模の駐車場を整備するものとする。

(建築物の用途等)

5 開発区域内に建築する建築物の用途、規模は次によること。

(1) 建築物の用途は、管理事務所、クラブハウス、自走式駐車場等、管理上必要なものとし、運動・レジャー施設等と不可分一体のものとして附属的に併設されること。

(2) 建築物の建築面積は、開発区域面積の2パーセント以下とし、建築物の延べ面積は4パーセント以下とすること。

(3) 主たる前面道路の幅員は6メートル以上とする。なお、主たる前面道路以外に開発行為等の敷地に接する幅員6メートル未満の道路がある場合は、道路中心から3メートル後退すること。

(4) 主たる前面道路に歩道が存しない場合は、主たる前面道路に接する部分について、幅員2メートル以上の歩道の用に供する空地を設けること。

(5) 雨水処理対策として原則敷地内で処理すること。

(開発禁止の区域)

6 次の区域は申請区域に含まないこと。

(1) 自然環境保全地域（自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第2条に規定するものをいう。）

(2) 国定公園及び神奈川県立自然公園（自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号又は神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第2条第2号に規定するものをいう。）

(3) 特別緑地保全地区（都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項に規定するものをいう。）

(4) 保安林及び保安施設地区（森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項に規定する保安林及び同法第41条第1項に規定する保安施設地区をいう。）

(5) 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定するものをいう。）

(6) 史跡名勝天然記念物の保全に影響を及ぼす区域（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第31条第1項又は文化財の保存及び活用に関する条例（平成12年7月3日条例第27号）第5条第1項に規定するものをいう。）

(7) 本市の総合計画及び都市マスタープラン等から支障のある区域。

(施行期日)

7 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

8 この施行日前に許可等を得ているものについては、なお、従前の例による。

注

- 1 本基準第5項第2号における延べ面積は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号本文に規定する延べ面積をいう。したがって、同条第1項第4号ただし書の規定は適用されず、自動車車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む)の用途に供する部分は、延べ面積に含まれる。
- 2 適法に建築された既存建築物が本審査基準第5項第2号に規定する規模を超えている場合は、その規模を上限として建替えをすることができる。